

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設）・拡充・延長・その他）

No		府省庁名 農林水産省
----	--	------------

対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税         事業税（外形） <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税         其他（ ）
------	---

要望項目名	口蹄疫対策特別措置法等に係る特例措置の創設
-------	-----------------------

要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 口蹄疫の発生により影響を受けた生産者</p> <p>・特例措置の内容 口蹄疫の発生により影響を受けた生産者の経営再開が円滑に行われるよう、平成22年4月以降の口蹄疫の発生に伴い、生産者へ交付される手当金、補てん金等について、所要の税制上の措置を講じる。</p>
関係条文	<p>口蹄疫対策特別措置法第27条 国及び地方公共団体は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫まん延が牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。</p>

減収見込額	（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）
-------	--------------------------------------

要望理由	<p>（1）政策目的 口蹄疫の発生農場等の早期の経営再開を促し、地域の基幹産業である畜産業の早期の再建を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 今般の口蹄疫の発生においては、我が国の家畜防疫史上最大級の約29万頭の牛、豚等が殺処分されたが、特に予防的殺処分を行いすべての家畜を殺処分した川南町を中心とするワクチン接種区域においては、地域の基幹産業であった畜産業が壊滅的打撃を受け、他の産業にも甚大な影響を及ぼしている。 口蹄疫の発生農場及び家畜の予防的殺処分を行った農場は、本来複数年にわたり順次出荷する予定の家畜が一度に殺処分され、手当金、補てん金等が交付されることとなる。 他方で、家畜の再導入に当たっては、素畜購入費用や飼料費など多額の再導入経費が必要となることから、これらの農場の迅速な経営再開を促すために、所要の税制上の措置を講じる必要がある。</p>
------	--

本要望に対応する縮減案	
-------------	--

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	口蹄疫対策特別措置法第 27 条において、「国及び地方公共団体は、平成 22 年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫まん延が牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずる」こととされている。
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	
	ページ	1 - 2

税負担軽減措置等の 適用実績	
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	
これまでの要望経緯	